

平成 24 年度下半期の中小企業金融対策について発表します

平成 24 年 8 月 31 日



中小企業庁は、平成 24 年度下半期に以下の中小企業金融支援策を実施し、中小企業の資金繰りに支障が生じないよう万全を期してまいります。

1.セーフティネット保証 5 号の活用

セーフティネット保証 5 号(100%保証)を引き続き活用し、中小企業金融の円滑化に万全を期してまいります。(別紙 1 参照)

セーフティネット保証 5 号の原則全業種指定の取扱については、昨年 3 月末をもって終了する旨を同年 1 月 28 日に公表したところですが、その後、東日本大震災が発生したことから、緊急避難的に原則全業種指定の運用を継続してまいりました。

この度、本件について業況調査を実施したところ、その結果を受けて、本年 11 月 1 日以降、業況が改善した業種については指定業種から外すこととします。

なお、ソフトランディング措置として、現在の基準(最近月の売上高等が前年同月比 5%以上減少等)に加え、一層緩和した基準(最近月の売上高等がリーマンショック前(4 年前)比 5%以上減少等)を適用し、厳しい業況にある業種に属する中小企業の支援について万全を期してまいります。(別紙 2 参照)

また、上記について周知徹底を図る観点から、本年 9 月末に期限を迎える現在の原則全業種指定の運用については、期限を 1 か月延長し、本年 10 月末まで継続いたします。

2.東日本大震災復興緊急保証、小口零細企業保証等の活用

東日本大震災の被災事業者、小規模企業者等に対しては、東日本大震災復興緊急保証、小口零細企業保証(※)等の 100%保証を積極的に活用し、資金繰りを後押しします。(別紙 3 参照)

※小口零細企業保証は、保証債務残高 1,250 万円以下、かつ、従業員 20 人以下(商業・サービス業は 5 人以下)の小規模事業者が対象。






3.セーフティネット貸付の活用

外部環境の変化により業況が悪化している中小企業については、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付等を活用し、資金繰り対応を行います。(別紙 4 参照)

4.経営力強化保証制度の創設(中小企業の体質強化策)

中小企業が外部の専門家(金融機関、税理士等)の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免する新たな保証制度(経営力強化保証制度)を本年 10 月に創設し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。(別紙 5 参照)

別紙

- 別紙 1:[セーフティネット保証 5 号の概要](#) 
- 別紙 2:[セーフティネット保証 5 号の指定業種\(平成 24 年 11 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日\)](#) 
- 別紙 3:[東日本大震災復興緊急保証の概要](#) 
- 別紙 4:[セーフティネット貸付の概要](#) 
- 別紙 5:[経営力強化保証の概要](#) 

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁金融課長 三浦 章豪

担当者: 呉村、田中、大道

電話:03-3501-1511(内線 5271-5)

電話:03-3501-2876(直通)